

「森林サービス産業推進地域」に係る Q&A

令和 5 年 11 月時点 Ver.
「森林サービス産業推進地域」運営事務局

(I. 推進地域について)

Q1. 「Forest Style ネットワーク」参加団体等登録と、「森林サービス産業推進地域」登録はどう違うか。

A1. 「Forest Style ネットワーク」は、「森林サービス産業」の創出・推進の展開・事業化に関心があり、情報共有や意見交換等に積極的に取り組もうとする企業・団体等によって構成されており、参加団体等になることで、事務局である林野庁から、メールマガジン等により、「森林サービス産業」に関わる幅広い情報の提供を受けることができます。

「森林サービス産業推進地域」は、「森林サービス産業」の創出に積極的に取り組む地域を登録するものであり、推進地域となることで、ポータルサイト、林野庁ホームページ等などで、地域での具体的な取組（提供可能な体験プログラムなど）に関する情報や、民間事業者等との連携を希望する事項などを、広く情報発信いただくことができ、体験プログラム等の利用や民間事業者等との連携・協働のマッチングの促進につながります。

なお、「森林サービス産業推進地域」に登録されると、「Forest Style ネットワーク」の参加団体等にも登録させていただきます。

Q2. 登録エリアについて、市町村合併で市町村の範囲が大きくなったため、旧町村単位でも可能か。

A2. 地域で「森林サービス産業」を推進する際には、森林・林業分野と健康・教育・観光分野等が連携して取り組むことが有効であり、これらの分野を横断する推進体制を構築するには、市町村単位で取り組んでいただくのがよいと考えています。

ただし、広域連携の枠組みがある地域や、合併前の旧市町村で推進体制が構築されている地域など推進体制が整っている地域については、複数の市町村にまたがる広域や旧市町村のエリアでの申請でも構いません。

なお、既に登録されている地域について、別の申請者からの申請をお受けすることはできませんので、そういった点も踏まえてご検討ください。

Q3. 登録エリアについて、都道府県をエリアとして申請することは可能か。

A3. 特色ある推進地域とする観点や、実効性のある推進体制とする観点から、都道府県を 1 つのエリアとして登録することは、基本的に想定していません。また、同一エリアで複数の登録はできないことにもご留意ください。

Q4. 申請書様式 1 の「4 地域における「森林サービス産業」創出・推進上の課題」の欄は、まだその段階に至っていない場合でも、今地域で抱えている課題にチェックを入れればよいのか。

A4. 企業等による支援・連携のマッチングを目的とした設問になりますので、今抱えておられる課題すべてにチェックをいれてください。

(II. 申請主体について)

Q5. 地域協議会等とは何か。また法人格が必要か。

A 5. 地域協議会等とは、関係団体や民間事業者等が主体となりつつも、地元市町村と緊密に連携・協働しながら「森林サービス産業」を推進する組織を指します。

既存の関連事業を進める協議会を申請者とするケース、DMO・観光協会、第3セクター、まちづくり会社等の中核的組織や森林総合利用施設、ビジターセンター、道の駅等の拠点施設が申請者となるケースもありますが、将来的には地域における「森林サービス産業」を公民連携等で進めるための地域協議会等の設立が求められます。

協議会のあり方について、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会概要版（p.4～）、報告書（p.95～）をご覧ください。

また、法人格を求めるものではありませんが、市町村との連携がとれているかや、事務局の体制や構成員、事業実施の意思決定、会計・事務処理の方法・体制等を確認させていただきます。

Q6. 民間企業が単独で申請者となることが可能か。

A 6. 市町村とも連携した地域の推進体制が構築されており、かつ、申請に必要な書類が準備できるのであれば、民間企業でも申請が可能です。

Q7. 1つの団体が、対象エリアを変えて、複数申請することは可能か。

A 7. 可能です。ただし、それぞれの地域において、市町村とも連携した推進体制を構築いただく必要があります。

地域の推進体制構築のあり方について、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会概要版（p.4～）、報告書（p.95～）をご覧ください。

Q8. 全国規模で活動する事業者・団体でも申請できるか。

A 8. 市町村とも連携した地域の推進体制が構築されており、かつ、申請に必要な書類が準備できるのであれば、全国的な事業者・団体でも申請が可能です。

Q9. 推進地域の申請について、市町村で行うが、登録後に地域協議会が設立できた場合、当該推進地域の連絡先や登録情報を地域協議会に変更することができるか。

A 9. 推進地域の登録後に、推進体制を拡充する形で地域協議会が設立された場合、事務局に対して変更申請を行っていただければ、当該推進地域の連絡先や登録情報を地域協議会に変更することが可能です。

なお、推進地域の登録後に事業が進展した場合、同様に変更申請をいただければ、ポータルサイト等への掲載情報を更新することも可能です。

Q10. 「共同申請者」と「連携・協働団体」の違いは何か。

A10. 「共同申請者」は、「森林サービス産業」の実施主体として、申請者とともに、中核的に取り組む団体・企業を指します。一方で、「連携・協働団体」は、申請者や共同申請者による「森林サービス産業」の取組に対して、連携・協働する団体・企業を指します。

Q11. 申請書様式2「申請団体概要」について、市町村の場合にも提出する必要があるか。

A11. 申請者が市町村の場合、団体名、代表者及び連絡先のみ記入の上、ご提出ください。